

## 公益社団法人 日本オーケストラ連盟

### 会員の入会・退会及び会費等に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オーケストラ連盟定款第3章「会員」に定める規定に基づき、本連盟の会員に関して必要な事項を定める。

#### (会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

##### (1) 正会員

この法人の目的に賛同し、第6条第1項の所定の手続きを経て入会した、下記のいずれにも該当する団体。

イ. 団体の法人格が公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人又は一般財団法人、一般社団法人、認定特定非営利活動法人、特定非営利活動法人あるいは学校法人であり、以下の基準を充たすプロフェッショナル・オーケストラを有するもの。

- ①プロフェッショナル・オーケストラとしての演奏活動実績が2年以上あり、年間5回以上の定期演奏会をはじめ自主公演を10回以上行っていること。
- ②固定給与を支給しているメンバーによる2管編成以上のプロフェッショナル・オーケストラであること。
- ③運営する主体として楽譜担当、舞台担当を含む事務局組織を持っているプロフェッショナル・オーケストラであること。

ロ. 正会員より推薦を受けた団体であること。

##### (2) 準会員

正会員に準じた組織で、かつ正会員に準じた活動を行うプロフェッショナル・オーケストラを有する正会員以外の団体で、この法人の目的に賛同し、第6条第1項の所定の手続きを経て入会したもの。

##### (3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

##### (4) 名誉会員

この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者。

#### (入会の手続き)

第3条 定款第6条第1項に定める正会員及び準会員になろうとする者は、次の書類を提出しなければならない。

##### (1) 入会申込書

- (2) 団体の概要及び活動実績
  - (3) 役職員名簿
  - (4) 楽員名簿
  - (5) 団体の財政状況
  - (6) 本連盟正会員の推薦状
- 2 定款第6条第2項に定める賛助会員になろうとする者は、所定の賛助会員申込書を提出しなければならない。
  - 3 定款第6条第3項に定める名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第4条 定款第7条に定める入会金及び会費は次のとおりとする。

- |          |     |         |
|----------|-----|---------|
| (1) 正会員  | 入会金 | 60万円    |
|          | 年会費 | 60万円    |
| (2) 準会員  | 入会金 | 20万円    |
|          | 年会費 | 20万円    |
| (3) 賛助会員 | 年会費 | 一口 50万円 |
- 2 入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の70%を超えない金額を当該年度の法人会計に使用することができる。
  - 3 第1項に定める会費以外に、この法人の公益目的事業遂行上必要に応じて応分の特別会費を負担するものとする。
  - 4 名誉会員は、経費の負担を要しない。
  - 5 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

- 第5条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。
- 2 年度の途中において退会するときは、その会員であった事業年度の未納会費を納入しなければならない。

(変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の承認を得て、総会の議決により行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

**附則**

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。